



鳥取県公報

平成18年 9月15日(金)
第 7 8 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (663) (八頭総合事務所県民局) 1
	指定居宅サービス事業者の指定 (664) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (665) (中部総合事務所農林局) 2
	開発行為に関する工事の完了 (666) (西部総合事務所生活環境局) 3
	第40期鳥取県労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領 (667) (労働雇用課) 3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (668) (耕地課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (669~671) (森林保全課) 5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (49) 7
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による 通知 (3件) (森林保全課) 8
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)11
	一般競争入札の実施 (税務課)13
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)16

告 示

鳥取県告示第663号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成18年10月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 9月15日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

- 1 申請のあった年月日
平成18年 8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はあと&はんど
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
猪口 はるみ
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町牛戸3 - 18

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業所所在地及び事業の種類

鳥取県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月15日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社ホームケアアーム 代表取締役 山田 満壽子	倉吉市明治町1037 - 4	有限会社ホームケアアーム	倉吉市明治町1037 - 4	特定福祉用具販売	平成18年4月1日
有限会社濱本商会 代表取締役 濱本 眞	倉吉市魚町2560	有限会社濱本商会	倉吉市魚町2560	〃	〃
有限会社あさひほーむ 代表取締役 青木 輝昭	倉吉市昭和町2 - 236	有限会社あさひほーむ	倉吉市昭和町2 - 236	〃	〃
有限会社ウエルアップ 代表取締役 助谷 憲隆	東伯郡北栄町西穂波36	有限会社ウエルアップ	東伯郡北栄町西穂波36	〃	〃

鳥取県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年9月15日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 重 利 倉吉市富海474
〃 和 泉 薫 倉吉市富海725

” 藤 川 嘉 昭 倉吉市富海254
” 山 崎 巖 倉吉市富海504
” 牧 田 徹 倉吉市富海695
監 事 仲 村 辰 夫 倉吉市富海694
” 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
平成18年8月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 重 利 倉吉市富海474
” 和 泉 薫 倉吉市富海725
” 藤 川 嘉 昭 倉吉市富海254
” 山 崎 巖 倉吉市富海504
” 牧 田 徹 倉吉市富海695
監 事 仲 村 辰 夫 倉吉市富海694
” 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
平成18年8月27日就任 任期 4年

鳥取県告示第666号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成18年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成18年7月28日 鳥取県指令第200600056270号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市明治町及び馬場崎町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市元町25
株式会社ケズホーム 代表取締役 遠藤 健司

鳥取県告示第667号

労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第40期鳥取県労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

第40期鳥取県労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- 1 推薦する者の資格
鳥取県の区域のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働

組合であること。

2 推薦される者の資格

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に該当する者でないこと。

3 推薦手続

(1) 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

(2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦することができる候補者の数

制限はないが、2人以上の場合は、順位をつけること。

5 推薦期間

平成18年9月19日から同月28日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 片山善博 様

事務所所在地
(電話番号)
労働組合名
代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴

鳥取県告示第668号

伯耆町が行う土地改良事業にかかる根雨原地区の換地計画の認可申請については、審査をした結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準

用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年9月15日から同年10月5日まで

3 縦覧に供する場所

伯耆町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第669号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字辨慶谷322、323、字法楽寺谷324から340まで、342、343、2132の1、2133、2134

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町水谷字舩ヶ谷903から906まで、字舩ヶ谷西平1049の2、字家ノ空1082の1、1083

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第670号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字釜ノ谷4017の1、4017の3、4017の4、4017の8、4017の9、鹿野町鹿野字寺谷奥西平2546の2、字ス、谷2547の1から2547の3まで、2548の1、2548の2、鹿野町鷲峰字古佛谷2、3の1、3の6、4から7まで、8の1、字會下谷51の1、51の2、73、83の1、83の2、84、92、96の4、96の6から96の14まで、96の16から96の20まで、96の22から96の44まで、96の47、107から109まで、111、112

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町岡木字恵美須谷789から791まで、792の1、792の2、793、鹿野町河内字奥板山1998の1、1998の2、1999、2005、鹿野町鷲峰字來ル日504、510、511、字宮尾1482、字檜木谷1543、1544、1546

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町今市字百尋1199の2、鹿野町中園字隠谷325の2から325の4まで、字北谷358の1から358の5まで、358の7、鹿野町乙亥正字合谷394の1から394の9まで、鹿野町河内字榎木2947の1から2947の3まで、2948の1から2948の3まで、2949

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第671号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字川下2536の1、2536の2、2536の11から2536の20まで、字若サビ2542の2、字横路上下2548、2553の4から2553の6まで、字小谷2568、2569の1、2569の2、2570、2571の1、2571の2、2572、2573、字ニノフ谷2586から2588まで、2590の1から2590の3まで、2591から2593まで、2595の1、2595の2、2596、2597、2598の1、2598の2、2599、字持谷2783から2790まで、2791の1、2791の2、2793から2798まで、字黒岩ノ上2822の1、2822の8

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

平成18年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年9月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年9月19日(火) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - (2) その他

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年8月11日付鳥取県告示第594号)の内容
(告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字徳遠坊1459の1
土井清太郎	"
三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字徳遠坊1459の2
土井清太郎	"

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月11日付鳥取県告示第595号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中林 雄平	鳥取市青谷町桑原字登尾816の4
土橋 辰三	鳥取市青谷町桑原字登尾816の8
尾崎 照敏	鳥取市青谷町桑原字登尾東平817の3

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月25日付鳥取県告示第620号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

杉谷 忠	倉吉市関金町関金宿字小黒2257の1
山本 節雄	倉吉市関金町関金宿字小黒2257の5
植森 勝	〃
牧野 寛泰	〃
金本 寿一	倉吉市関金町関金宿字小黒2258の1
山田 能平	〃
田中 覇江	〃
進木 高富	倉吉市関金町関金宿字小黒2258の2
山本 吉弘	倉吉市関金町関金宿字鎌倉2265の2
遠藤 順治	倉吉市関金町関金宿字小松谷2421の1
若狭 竜次	倉吉市関金町関金宿字小松谷2421の3
遠藤 順治	倉吉市関金町関金宿字小松谷2422の1
若狭 竜次	倉吉市関金町関金宿字小松谷2422の3
藤原 兵蔵	倉吉市関金町関金宿字小松谷2428の1
〃	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2430
石賀 重雄	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2432の1
進木 直好	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2433の3
矢城 金治	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2433の4
遠藤 秀蔵	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2433の6
蔵本 岩吉	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2433の9
大森 長市	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2434の7
石賀 重雄	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2435の1
〃	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2435の2
金本 藤蔵	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2438の2
岸川 武一	倉吉市関金町関金宿字馬場谷2438の7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 750台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 納入期限

平成18年12月28日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成18年9月25日（月）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

（3） この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

（4） 平成18年9月15日（金）から同年10月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

（2） 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成18年9月15日（金）から同年10月2日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送信に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に郵送すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

平成18年10月27日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日（木）午後5時までとする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成18年10月16日（月）午後2時までに提出しなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の（6）で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供

をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

750 sets of notebook - type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) 2:00 PM 16, October, 2006 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2:00 PM 27, October, 2006 : Time - limit for submission of tenders

5:00 PM 26, October, 2006 : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7614

E - mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月15日

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県県税徴収金収納事務委託

取扱見込件数 20,000件

(2) 業務の仕様

鳥取県県税徴収金収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

平成18年12月1日から平成19年11月30日まで

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（収納事務に要する経費のうち基本料金（コンビニエンスストア1本部当たり必要な定額料金）を含む。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年9月29日（金）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

(3) 平成18年9月15日（金）から同年10月13日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第4条の3各号に定める要件をすべて満たしていること。

(5) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

(6) 平成18年9月15日（金）から同年10月13日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画係

電話 0857 - 26 - 7051

ファクシミリ 0857 - 26 - 7087

メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年9月19日(火)から同月22日(金)までの日の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の問合せ先へ電話又はファクシミリにより申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年10月13日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁事務課相談室(鳥取県庁本庁舎5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を次により提出しなければならない。

なお、事前提出物に関し、3の契約担当部局から説明又は記載事項を証明する資料等の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

平成18年9月29日(金)

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部事務課(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

(ア) 事前提出物を持参する場合は、(2)のアの提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 事前提出物を郵便等により提出する場合は、(2)のアの提出期限の日の午後5時(必着)までに書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより送付すること。

エ 事前提出物

(ア) 2の(1)、(5)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類

(イ) 収納金の保全(倒産リスク)対策に関する書類

(ウ) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務の受託実績に関する書類

(エ) 直近の決算期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

オ その他

(ア) 事前提出物その他関係資料等の提出に係る経費は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(イ) 事前提出物を提出した後に、2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、その旨を3の契約担当部局に速やかに申し出ること。

(ウ) 入札参加要件に係る審査結果は、文書で通知する。

ただし、この通知の日から入札の日までの間に2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該通知の内容にかかわらず入札に参加することはできない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成18年9月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、本件入札は、行わないこととする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県内ネットワーク通信機器 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年1月1日から平成23年12月31日まで

(4) 納入期限

平成18年12月28日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年9月25日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年9月15日(金)から同年10月18日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年9月15日(金)から同月25日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年10月18日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（火）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年10月5日（木）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

